

文化審議会著作権分科会 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 9 月 28 日
文化審議会著作権分科会

I. 著作権政策の意義と方向性

- 著作権は、著作物等の〈創作—流通—利用〉のサイクルの維持・発展を担うものであり、文化芸術の法的なインフラとしての役割を有している。また、著作権制度は著作物等という情報財に関する規律を定めるものであり、著作物等の情報を活用する産業、教育、福祉、観光など、文化政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも重要な役割を担うものである。
- 「文化芸術推進基本計画（第 1 期）に係る基本的な考え方について（案）」（平成 29 年 8 月 29 日文化審議会第 15 期文化政策部会（第 3 回）配布資料）において、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として「文化芸術の創造・発展・継承と教育」「心豊かで多様性のある社会」「創造的で活力ある社会」等の目標が掲げられた。著作権制度は、前述のとおり、文化芸術の法的なインフラとして、その創造・発展・継承の土台を担うものであり、創作者又は鑑賞者としての国民が文化芸術との関わりをもつための環境を多様な形で提供し、多様な価値観が尊重される形で心豊かな社会を形成することに寄与するものである。
- 著作権政策の推進に当たっては、思想又は感情の創作的な表現物である著作物等について公正な利用に留意しつつ、その権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与するという著作権法の目的を実現することによって、上に述べたような文化芸術政策の目指すべき姿をより良く実現していくという観点を持ちつつ、関連する政策分野の振興や文化政策との有機的連携にも留意しながら、その施策を実施していく必要がある。
- また、今日、情報通信技術の発達に伴い著作物等の創作・流通・利用を巡る環境の急激な変化に直面している。これにより著作物等の流通や利用の利便性が向上し、多様な利用環境を確保するための可能性が飛躍的に高まったという正の側面がある一方、特にインターネットを通じた著作権侵害等の深刻化といった負の側面も顕在化している。
こうした状況を踏まえ、著作権制度の整備、著作物等の適正な流通環境の整備、著作権に関する教育や普及啓発の充実、著作権侵害対策の強化等の施策を総合的に展開していくことにより、社会の要請に迅速かつ的確に応えていく必要がある。さらに、これらの施策を国際文化交流・協力の観点からも推進していくことが求められる。

II. 具体的施策

○「文化芸術推進基本計画（第1期）に係る基本的な考え方について（案）」では、「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」に定められた中長期的な目標を実現するため、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として以下6つの戦略が定められている。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進

【戦略3】 文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

【戦略5】 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成支援

【戦略6】 持続可能で回復力のある文化芸術に関わる団体等による地域のプラットフォームの形成

著作権制度は文化芸術の法的インフラであることから、著作権に関わる施策はいずれも「【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実」を実現するためのものとして位置づけられると考えられる。

また、【戦略1】～【戦略3】は【戦略4】において実現される内容を基礎として実現されるものとして位置づけられていることから、著作権に関わる施策についても、【戦略1】～【戦略3】の実現に資するものとして位置づけられると考えられる。

各戦略に関し、著作権政策の方向性及び国として取り組むべき施策の具体的内容は以下のとおりである。

各施策を講じるにあたっては、「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部決定）等の関連する政府計画等も踏まえつつ、これを行うこととする。

【戦略4】 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実関係

《文化芸術の創造・発展・継承のための著作権制度等の整備》

著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下「著作権等」という。）は文化芸術の振興の基盤をなすものであり、我が国の文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術の次世代への継承を確実に進めていくためには、著作権制度について、権利の保護と利用のバランスが取れたものとし、適切にその運用がなされるようにすることが重要である。また、近年、社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物等の創作、流通、利用を巡る環境が大きく変化し、これらの行為に関わる者の裾野も広がっていると同時に、これらの行為は国境を越えて行われるようになっている。

以上を踏まえ、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行う。

(具体的施策)

- 国は、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。
- 国は、コンテンツの適正な流通・活用を促進するため、権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備、権利情報を集約化したデータベースの構築にむけた実証、権利者不明著作物の利用円滑化等、著作権処理の円滑化を促進する。
- 国は、海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害発生国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。また、深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 国は、世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて、著作権制度の国際的調和を図る。
- 国は、著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため、国内外の法制度やその運用動向、国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等、及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について、情報収集するとともに、調査研究を実施する。

《著作権に関する普及啓発及び学校等における著作権教育の充実》

情報通信技術の発達により、誰もが著作物等の創作、流通、利用に関わりをもち得る時代となった今日においては著作権に関する知識や意識が全ての国民にとって必要不可欠なものとなっていることから、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに、学校等における著作権教育の充実を図る。

(具体的施策)

- 国は、著作権に関する対象者別セミナーの開催、学校での児童・生徒等に対する著作権教育、文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など、様々な方法により、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。その際、対象者の属性（クリエイター、利用者等）ごとの需要に応じて取組内容の充実を図る。
- 国は、国民が著作物等の創作者、利用者のいずれの立場からも著作権等の適切な保護と公正な利用を行うことができるようにするため、学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材を開発・普及等に取り組む。

【戦略1】 創造的な文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現関係

《イノベーションの促進のための著作権制度等の整備》

著作権は、文化芸術関連産業をはじめ著作物等が活用される情報関連産業と密接な関係を有しており、それらの産業の振興を図りイノベーションを促進していく上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備は重要な役割を果たす。

我が国の成長戦略の観点から、今日、中長期的成長の実現の鍵と位置づけられるI・O・T・ビッグデータ・人工知能などの技術革新を活用する「第4次産業革命」に対応した知財システムの構築が求められている。また、文化芸術によるイノベーションを実現する上で、文化芸術関連産業・マーケットの育成や、戦略4で述べたように文化芸術の創造、発展、継承の基盤を整えることが重要であり、公正な利用に留意しつつ、著作権等の保護を図っていくことが求められている。

これらのことを踏まえ、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組む。

(具体的施策)

- 国は、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作、流通、利用環境の変化に対応して、著作権等の保護及び適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い、必要な措置を講じる。〔再掲〕

【戦略2】 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた国家ブランディングの推進関係

《我が国の文化芸術の発展のための海賊版対策の強化》

国際文化交流・協力を推進するため、開発途上国の著作権制度整備を支援するほか、海外において、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずるとともに、正規版コンテンツの流通を促進していくことが重要である。国内関係省庁や関係機関と連携を更に進めるとともに、著作権侵害発生国政府機関や関係機関と協力して、これらの施策を推進する。

(具体的施策)

- 国は、海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し、文化的創作活動や国際文化交流を推進するため、世界知的所有権機関(WIPO)と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか、侵害国等への働き掛け、侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援、権利者による権利行使支援、侵害発生国・地域における著作権普及啓発、官民連携の強化、諸外国との連携の強化等を行う。〔再掲〕

【戦略3】文化芸術による多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進関係

《文化芸術による多様な価値観の形成と包摂的環境の推進のための著作権制度の整備》

著作権制度は、著作物等の創作、流通、利用のサイクルの持続的発展の基盤となるものであり、著作権関係施策を適切に講じていくことは、いずれも、国民が著作物等を適切に享受できる機会を確保することにつながるものであり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。加えて、特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

(具体的施策)

- 国は、著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。

Ⅲ. 戦略測定に資する指標候補

著作権は私人の財産的権利であることから、その時々ので社会の要請を踏まえ、保護と利用のバランスのとれた形で制度の改善を行っていくことが重要であり、一義的には、そのような改善が適時適切に行われていることをもって政策目標の達成度を評価することが適当であると考えられる。

著作権関連施策のうち、著作権に関する普及・啓発事業等の定型的な事業の一部については、例えば、著作権講習会における理解度及び満足度等の指標を用いた評価を行うことが考えられる。

一方、著作権制度や流通環境の整備等の個別具体的な制度改正等についてその政策効果を測定することについては、著作権は、日々無数の著作物等が創作・流通・利用に供されている一方、その取得に登録等を要しないとの特性から、その状況を把握することは困難な場合が多く、得られたデータを基にした政策効果の測定手法についても確立した方法論の存在は認められない。

したがって、著作権制度や流通環境の整備等に係る政策効果の測定・検証については、今後、文化庁において取り組むこととされている調査研究、政策立案機能の充実のための取組の一環として、各種データ等の収集・分析及び政策効果の適切な測定手法に関する研究を進めていくことが期待される。